

三条市公立保育所 民営化等実施計画 改訂版



平成 19年 7月
三 条 市

目 次

I	三条市公立保育所民営化等実施計画策定の目的	1
II	三条市における保育所等の現況	1
	(1) 保育所等の設置状況	1
	(2) 保育サービスの状況	1
	(3) 施設の状況	2
	(4) 市内保育所等の入所児童数	2
	(5) 保育所の運営費	3
	(6) 国の保育施策の動向	3
III	今後の公立保育所のあり方	3
	(1) 公立保育所のあり方における基本的な考え方	3
	(2) 公立保育所の持つべき機能	4
IV	公立保育所の配置	4
	(1) 公立保育所配置選定基準	4
	(2) 公立保育所配置施設	5
V	民営化の進め方	5
	(1) 今後の保育所民営化における基本的な考え方	5
	(2) 民営化に係る条件	6
	(3) 移管先法人の選定	6
VI	統廃合の進め方	8
	(1) 統廃合検討対象施設選定における基本的な考え方	8
VII	民営化実施の予定年次等	9
	(1) 民営化実施における基本的な考え方	9
	(2) 民営化年次計画について	9
VIII	民営化への移行についての基本方針	10
IX	計画年度	10
	(1) 計画期間	10
	(2) 計画の推進	10

● 添付資料

資料1 保育所(園)・児童館一覧表

資料2 市内保育所における建築経過年数、面積等の現況

資料3 平成19年6月1日現在入所児童数

資料4 認可保育所一施設当たり及び児童一人当たりの経費

三条市公立保育所民営化等実施計画 改訂版

I

三条市公立保育所民営化等実施計画策定の目的

近年、核家族化、夫婦共働き世帯の増加及び女性の社会進出等社会経済情勢が変化することで、保育ニーズも多様化しています。また、そのような状況下で安心して子どもを産み育て、意欲をもって働ける社会環境の整備が求められており、子育て支援の役割を担う保育所においては、効果的な保育サービスの提供、多種・多様な保育ニーズへの対応など、公立保育所を中心として、保育サービスの一層の充実が求められています。

一方で、長引く景気低迷や三位一体改革の影響などにより、三条市においては、厳しい行財政状況が続いている中で、より効率的な保育所運営が求められていることから、公立保育所において積極的な民間活力の導入（民営化）や、保育所の再配置（統廃合）等を進め、保育サービスの充実・向上に努める必要があります。

このことから、今後の公立保育所のあり方及びその役割とあるべき配置を明らかにし、かつ積極的な民営化や統廃合を進めるに当たり、その具体的な計画となる「三条市公立保育所民営化等実施計画」を策定し、これを推進していくこととします。

II

三条市における保育所等の現況

(1) 保育所等の設置状況

ア 市内保育所等の状況(資料1参照)

平成19年6月1日現在、市内の保育所は、公立23か所、私立7か所で、別に公立の児童館において保育を行っている大島児童館を含め、計31か所で、定員総数は、3,035人です。

イ 新潟県内の保育所の現況

平成18年度における県内の保育所の施設数は、公立485か所、私立223か所となっており、5年前の平成13年度と比較すると、公立が47か所の減、私立が14か所の増となっています。

(2) 保育サービスの状況

女性の社会進出の増大や就労形態の多様化、核家族化の進展などに伴い、乳児保育を始めとした低年齢児保育、延長保育、一時保育、休日保育など保育ニーズが多様化・増大しており、より一層、機動的かつ柔軟に対応する必要があります。

【表 1 特別保育事業の実施状況】

区 分	施設数	乳児 保育	障がい児 保育	延長 保育 (12 時間)	一時 保育
公 立	24	14	24	24	3
私 立	7	7	7	7	1

(3) 施設の状況

ア 市内保育所等の建築年数(資料2参照)

平成 19 年 1 月現在における公立保育所・児童館、私立保育園の施設を建築年数で平均すると、築 24.7 年となります。また、築 30 年を経過している施設は、12 施設となり、市内全保育所の約 39%となります。

イ 保育所の建設費

平成 19 年 4 月に新築した「千代が丘保育所 (定員 120 人)」の建設費は、本体工事で約 3 億 6 千万円、用地取得費を除く総事業費は、約 4 億 5 千万円を要しました。

財政状況が厳しい中、保育所の新設、建替え等は、容易なことではなく、長期的な計画のもとに進める必要があります。

(4) 市内保育所等の入所児童数(資料3参照)

入所児童数については、平成 19 年 6 月 1 日現在の保育所等入所児童数は、公立 1,869 人、私立 1,027 人となっています。

これは、5 年前の平成 14 年度と比較すると、公立 97 人減、私立 121 人増となります。

また、下記表のとおり、定員に対する充足率において、公立は、約 87.5%の定員割れですが、逆に私立は、約 114.1%の定員超過となっています。

【表 3 公立保育所・私立保育園の定員、児童数、定員充足率】

区 分	公立保育所	私立保育園	合 計
定員数	2,135 人	900 人	3,035 人
児童数	1,869 人	1,027 人	2,896 人
充足率	87.5%	114.1%	95.4%
定員超過施設	三条、一ノ門 嵐南、嘉坪川 鱈田、西四日町、 千代が丘	本成寺、北陽 つくし、ふじの木 第二つくし、 きらきら、ひまわり	

(5) 保育所の運営費(資料4参照)

平成 18 年度決算見込みにおける公立保育所、私立保育園の年間市負担額、1 施設当たりの経費及び児童 1 人当たりの経費等については、資料 4 のとおりとなります。

一般財源ベースで見ると、一施設当たりの市負担額は、公立保育所が、49,924 千円、私立保育園が、44,324 千円となっております。

また、児童一人当たりの市負担額では、公立保育所が、年額 665 千円、私立保育園が、年額 297 千円となっており、公立の児童一人当たりの経費は、私立の約 2.2 倍となります。

(6) 国の保育施策の動向

国においては、少子化対策、待機児童対策、三位一体改革、規制緩和など一連の流れの中で、民間保育所に対する直接的な支援は継続する一方で、公立保育所の関係財源については、一般財源化などの手法により、経費額の確保の面では、不透明さを増しています。

また、保育所施設整備への国の助成制度である「次世代育成支援対策施設整備交付金」については、平成 18 年度から民間保育所に対しては継続されていますが、公立保育所については、廃止されています。



今後の公立保育所のあり方

(1) 公立保育所のあり方における基本的な考え方

公立保育所は、私立保育園とともに、市内の認可保育所として、保育に欠ける児童に対し、保育所保育指針に基づき、保育の質の向上に努めてきました。

結果として、保育内容において公私間において大きな格差は存在しないとはいえ、現在、私立保育園は、乳児保育、延長保育を全園において実施するなど、多様な保育ニーズに対して柔軟な取組を進めており、その結果、定員充足率においても公立保育所を上回っているというのが現状です。

しかし、公立保育所は、単に保育所の児童や保護者ばかりでなく、地域内のすべての子どもと子育て家庭に対する支援の拠点施設となり、同時に公立、私立がそれぞれの特性を活かして内容面で切磋琢磨し、三条市全体の保育サービスの向上が図られるよう各種取組などを実施していくことが、求められることから、今後の三条市における公立保育所については、公立保育所としての存在意義を明確化した中で、拠点的に配置することとします。

(2) 公立保育所の持つべき機能

公立保育所として今後持つべき機能、役割として、以下の3点とします

1 行政機関としての機能充実

公立保育所は、行政機関としての機能を認識し、行政担当部局と連携して市における保育需要の実情や課題などの的確な把握に努め、ニーズに即した保育施策、子育て支援施策を展開する実施施設としての役割を果たすとともに、公私問わず、市内保育水準の向上に寄与することが求められています。

また、保健所、病院、その他の福祉施設など他の行政機関と連携することで、より豊かな保育や地域の子育て支援施策の推進が期待されます。

2 地域の子育て支援の拠点としての機能

保育所は、子育てや食育について専門的なノウハウを有していますが、特に公立保育所では、経験豊かな保育士が多数おり、そのような人的資源を効果的に活用し、地域における子育て拠点の一つとして、すべての子どもの健全育成のため、その役割を果たすとともに、今後とも地域の子育てを支え、気軽に利用できる社会資源として、地域社会における保育所の役割を果たすことが期待されます。

3 配慮を必要とする児童への対応

公立保育所は、私立保育園が対応できない障がい児保育の実績を継承しつつ、ノーマライゼーションの立場から、すべての子ども達の支援する拠点として位置づけ、また一人ひとりの子ども達の発達を支援するため、保育内容を充実させるとともに、過去に培った公立保育所としてのノウハウを活かして、保育所機能を地域展開し、在宅家庭における障がいをもった子ども達に対しても積極的に支援していきます。

IV

公立保育所の配置

(1) 公立保育所配置選定基準

公立保育所については、以下の基準にしたがい配置するものとします。

1 地域性:三条市全体の中で役割を果たすことができること

今後の公立保育所については、特定の地域に偏ることなく、包括的な視点から三条市全体に点在させて役割を果たしていかなければなりません。

したがって、三条地区については、地区の大まかなエリアをカバーし、子どもの送迎に関して、送迎バスで対応する地域以外の保護者の送迎の時間等に考慮した配置が必要となります。

また、栄、下田地区については、公立保育所が地区の子育て支援の中心的な役割を担う必要があるため、交通アクセスがよく地区住民が利用しやすい場所として、三条市総合計画の土地利用計画における*地域核付近の配置が必要となります。

2 機能性:子育て支援事業の充実を図ること

公立保育所が果たすべき役割の一つに、三条市全体の子育て支援の拠点としてコミュニティとの連携、協力を図りながら、地域全体の子育て支援に寄与することがあげられます。

よって、保育所等に通う子どもの世帯は元より、家庭で保育する世帯のための子育て支援環境をより一層充実する必要があることから、主に、家庭で保育する世帯を対象とした子育て支援事業の充実が図られる施設を配置する必要があります。

※地域核とは・・・

三条庁舎、栄庁舎及び下田庁舎の周辺は、それぞれの地域核として位置付け、地域核間のアクセス道路や地域内道路の整備を図るとともに、身近なところで市民サービスを受けることができるよう、公共公益施設の機能集積を進め、市民の利便性向上を図ります。

(『三条市総合計画』第2章第1節土地利用計画より抜粋。)

(2) 公立保育所配置施設

	施設名	所在地	定員数	備考
1	旭保育所	旭町 2-11-1	80	
2	保内保育所	下保内 487	120	
3	嵐南保育所	南四日町 2-7-22	80	
4	鱒田保育所	西鱒田 609-1	120	
5	須頃保育所	上須頃 517	90	
6	月岡保育所	月岡 3-13-14	120	
7	塚野目保育所	塚野目 2-11-32	150	
8	(仮称) 中央保育所	—	—	福多保育所、大和保育所統合
9	千代が丘保育所	笹岡 230-1	120	



民営化の進め方

(1) 今後の保育所民営化における基本的な考え方

私立保育園については、「Ⅲ 今後の公立保育所のあり方」でも述べたとおり、乳児保育、延長保育を全園において実施するなど、多様な保育ニーズに対して柔軟な取組を進めています。

一方、公立保育所は、地域の子育て支援の拠点としての機能や地域全体の保育の質を向上させる役割を担ってきました。

またコスト面の比較においては、公立保育所の児童一人当たりの市負担額は、私立保育園の2.2倍となっており、公立保育所の運営は、私立保育園と比較すると、コスト高となっています。

よって、今後、多様で質の高い保育サービスの提供や効率的な保育運営の観点から今後公立保育所として配置される施設及び統合される施設以外は、基本的に民営化対象施設とします。

(2) 民営化に係る条件

ア 現在の施設を利用する場合は、原則、以下のとおりとします。

ただし、各施設の状況などに応じて変更となる場合があります。

- (ア) 土地は、無償貸与とする。
- (イ) 建物は、無償譲渡とする。
- (ウ) 保育用備品等は、無償譲渡する。
- (エ) 建物の修繕が必要な場合及び乳児保育に必要な設備等がない場合は、整備をする。

イ 移転・建替えの際に民営化する場合（民間保育所の新設も同じ）は、原則以下のとおりとします。

ただし、各施設の状況などに応じて変更となる場合があります。

- (ア) 土地は、無償貸与とする。
- (イ) 建築費については、国助成と協調して補助金を交付する。

ウ 保育内容は、以下の事項を遵守するよう要請します。

- (ア) 乳児保育、延長保育（12時間）を実施すること。
- (イ) 多様な保育及び子育て支援事業を積極的に取り組むこと。
- (ウ) 新潟県における第三者評価制度が確立された後は、これを実施し、保育内容の向上に努めること。

(3) 移管先法人の選定

ア 移管先法人選定の基本的な考え方は、次のとおりとします。

- 1 保育所運営の安定性と継続性を確保するとともに、原則、市有地を無償貸与、保育所施設を無償譲渡することから社会福祉法人を基本とし、整備財源、財産処分などの条件によっては、財団法人及び学校法人も移管対象とする。
- 2 移管先については、公募を基本とする。
- 3 移管先の決定は、保育方針、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況などを総合的に評価する。

※ 平成18年10月に移管希望として応募のあった施設について、市が移管先を決定した場合は、公募は行わないものとします。

イ 移管先法人の募集条件、選定基準について以下のとおりとします。

【募集条件】

1 法人の要件

- (1) 社会福祉法人(新設を含む。)
- (2) 財団法人又は学校法人(但し、対象保育所の整備財源、財産処分を考慮して、除外する場合がある。)
- (3) 公募条件を遵守する能力を有すること。

2 公募条件

- (1) 移管前の定員を下回らないこと。
- (2) 0歳児から就学前の乳幼児を受け入れること。
- (3) 開園時間は午前7時から午後7時までを下回らないこと。
- (4) 障がい児の受入れに努めること。
- (5) その他の特別保育の実施に努めること。
- (6) 給食は栄養士の配置、又は市の献立表での給食とすること。
- (7) 食育の推進に努めること。
- (8) 市が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。但し、保護者会、父母の会などで、保護者の同意を得られた場合は除く。
- (9) 原則として移管前の年間行事を継承すること。但し、保護者会、父母の会などで、保護者の同意を得られた場合は除く。
- (10) 園又は園庭の開放など、地域との交流に取り組むとともに、育児相談等地域子育て支援を行うこと。
- (11) 宗教的活動の多様化に配慮し宗教的な行事は行わないこと。但し、クリスマスやひな祭りなどの一般的な行事、保護者会、父母の会などで、保護者の同意を得られた場合は除く。
- (12) 職員は厚生労働省の配置基準を上回るものとし、人員配置の充実に努めること。
- (13) 職員の3分の1以上は4年以上(施設長は10年以上)の保育経験を有すること。但し、幼稚園での経験年数を算入することができる。
- (14) 給食は自園調理方式とし、調理員1人以上を常時雇用し、食数に応じて必要な職員を配置すること。
- (15) 引継ぎ保育については、市及び保護者との協議を踏まえ、期間を定めた中で実施すること。
- (16) 保護者との懇談を適宜開催する。また、保護者の要望に誠意を持って対応すること。
- (17) 苦情解決の仕組み(苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置)の整備を行うこと。
- (18) その他詳細は「移管先法人募集要綱」で定める。

【選定基準】

1 法人に提出を求める資料

- (1) 当該保育施設での保育理念、保育内容、事業への取組等に関する提案書
- (2) 法人の役員、移管園での職員体制
- (3) 法人の登記簿謄本、定款及び人事、給与に関する規程
- (4) 移管後の実施する特別保育の名称、実施時期
- (5) 公募条件に対する法人の提案又は意見
- (6) 移管後の保育の実施に関する特記事項
- (7) 法人及び現有施設の過去3年分の決算書及び応募年度の予算書
- (8) 直近に受けた県による指導監査結果報告書及び監査資料

2 移管先法人の選定方法

- (1) 移管後の保育の質の維持向上、事業の継続性及び安定性を重視して選定する。
- (2) 保護者等が法人の保育方針や保育内容を容易に把握でき、安心して子どもを入所させることができることを重視する。
- (3) 三条市外部委託審査委員会(以下、審査委員会と言う。)で応募提案を審査する。
- (4) 審査委員会の会議は非公開とするが、選定結果、選定理由は公表する。
- (5) 選定要領は審査委員会で協議して定めるものとし非公開とする。
- (6) 審査の基本的な考え方
 - ① 応募資格を満たしているか。
 - ② 法人の理念および保育方針が妥当もしくは優れているか。
 - ③ 対象保育施設の移管受入れが可能か。
 - ④ 移管後の保育の質の確保が可能か。
 - ⑤ 公募条件の遵守が可能か。
 - ⑥ 職員配置計画が妥当か。
 - ⑦ 特別保育や地域子育て支援の実施が可能か。
 - ⑧ 市が指定する期間での引継ぎが可能であるか。
 - ⑨ 法人として事業を継続することが可能であるか。
 - ⑩ その他、審査委員会で協議し、決定した事項が妥当か。

VI

統廃合の進め方

(1) 統廃合検討対象施設選定における基本的な考え方

統廃合施設の選定につきましては、児童数が少ない施設であることを基本的な要件とし、かつ合併前に策定された、旧栄町、下田村の統廃合計画を十分尊重し、統

廃合検討対象施設を選定します。

また、敷地の狭隘やアクセスの問題などにおいて、現地において老朽化などに伴う保育環境の改善が困難であることや、当該施設を廃止しても、その施設を統合できる代替施設があることなども総合的に勘案し、かつ地域の意向を踏まえた上で、統廃合検討対象施設を選定します。

【統廃合検討対象施設】

	施設名	所在地	H19.6.1 児童数	備考
1	裏館保育所	西裏館 2-2-12	56	
2	名下保育所	名下 869	28	
3	中浦保育所	上谷地 36-26	14	
4	大島児童館	大島 3767-1	38	

VII

民営化実施の予定年次等

(1) 民営化実施における基本的な考え方

今後公立保育所として配置される施設及び統合される施設以外は、基本的に民営化対象施設とすることは、「V 民営化の進め方」において述べたところですが、具体的な対象施設の選定については、以下3点を勘案した中で選定します。

- 1 経営戦略プログラムに記載されているとおり、平成22年度までに5箇所を目標に民営化を行う。
- 2 民営化対象施設については、市内全域に偏りなく、点在するように民営化を行う。
- 3 平成18年10月に民営化対象施設の移管先として応募のあった施設のうち、公立保育所として配置しない施設について、優先的に民営化を行う。

(2) 民営化年次計画について

民営化対象施設については、平成20年度に1箇所、平成21、22年度に各2箇所行うものとする。

【民営化年次計画一覧（平成20～22年度）】

年度	施設名
平成20年度	嘉坪川保育所
平成21年度	三条保育所、荻堀保育所
平成22年度	西四日町保育所、あいあい保育所

VIII

民営化への移行についての基本方針

公立保育所から民営化への移行に当たっては、保育所入所児童に対して、十分な配慮を行い、児童が楽しく引き続いて保育所生活が送れるよう、以下の基本方針を定め、スムーズな移行を目指します。

【民営化への移行に対する基本方針】

- 1 民営化への移行に際しては、保護者に十分な説明を行うこと。
- 2 保育の引継ぎについては、民営化する前の公立保育所と移管先法人の両保育士が合同で引継ぎ保育を行うこと。
- 3 民営化後の保育士の配置については、経験年数を考慮するなど、保育サービスの維持、向上に努めること。
- 4 民営化移行後であっても、保育士の能力向上のため、公立と私立の保育士が合同で研修を行うとともに、国・県・市の実施する様々な研修会への参加に努めること。

IX

計画年度

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 20 年度から平成 22 年度までとします。

(2) 計画の推進

本計画については、計画内容の進捗等について検証し、平成 23 年度以降の計画策定に反映させます。



★★★ 保育所（園）・児童館一覧表 ★★★

資料 1

H19.6.1 現在

施設名	所在地	設置者	開所している 時間(平日)	定員 (人)	乳児 保育	未満児 保育	電話番号
田島保育所	田島2-19-29	三 条 市	7:00~19:00	90		☆	33-2042
裏館保育所	西裏館2-2-12	〃	〃	80		☆	32-1927
三条保育所	石上1-11-45	〃	〃	90	○	☆	33-2183
旭保育所	旭町2-11-1	〃	〃	80	○	☆	34-1761
保内保育所	下保内487	〃	〃	120	○	☆	38-8008
一ノ門保育所	一ノ門2-7-25	〃	〃	90	○	☆	33-3373
嵐南保育所	南四日町2-7-22	〃	〃	80	○	☆	34-3213
嘉坪川保育所	嘉坪川2-3-10	〃	〃	100	○	☆	34-8230
鱈田保育所	西鱈田609-1	〃	〃	120	○	☆	34-8234
須頃保育所	上須頃517	〃	〃	90	○	☆	32-5016
月岡保育所	月岡3-13-14	〃	〃	120	○	☆	35-0990
塚野目保育所	塚野目2-11-32	〃	〃	150		☆	32-4322
西四日町保育所	西四日町3-15-22	〃	〃	60	○	☆	34-2505
福多保育所	若宮新田898	〃	〃	120		☆	45-3409
大和保育所	善久寺4162	〃	〃	60		☆	45-2002
あいあい保育所	帯織北3	〃	〃	135	○	☆	45-2885
川通保育所	尾崎867	〃	〃	90		☆	45-2282
荻堀保育所	荻堀853-1	〃	〃	60	○	☆	46-2137
飯田保育所	飯田2315-1	〃	〃	90		☆	46-2150
荒沢保育所	荒沢1214-1	〃	〃	45	○	☆	46-3142
名下保育所	名下869	〃	〃	45		☆	47-2056
中浦保育所	上谷地36-26	〃	〃	30		☆	46-2641
千代が丘保育所	笹岡230-1	〃	〃	120	○	☆	46-5560
大島児童館	大島3767-1	〃	〃	70			34-1762
本成寺保育園	西本成寺1-17-28	社会福祉法人長久福祉会	7:00~19:00	130	○	☆	32-3791
北陽保育園	直江町1-3-32	財団法人北陽保育園	〃	120	○	☆	32-3580
つくし保育園	西大崎3-6-15	社会福祉法人報徳福祉会	〃	180	○	☆	38-5302
ふじの木保育園	西潟301	社会福祉法人井栗福祉会	〃	190	○	☆	38-3210
第二つくし保育園	東大崎1-18-23	社会福祉法人報徳福祉会	〃	90	○	☆	38-2803
きらきら保育園	北新保2-1-15	社会福祉法人長久福祉会	〃	100	○	☆	31-1188
ひまわり保育園	三竹2-2-4	社会福祉法人報徳福祉会	〃	90	○	☆	34-2218

※ H19.4.1に大浦保育所・原保育所・笹岡保育所が統合され、千代が丘保育所が開所しました。

※ 田島保育所・あいあい保育所・千代が丘保育所・きらきら保育園では、地域子育て支援センターを併設しています。育児相談、一時保育、子育てひろば、育児講座などを行っていますのでお気軽にご利用ください。

市内保育所における建築経過年数、面積等の現況

H19.6.1現在

	施設名	建築年月	建築経過年数 (年)	敷地面積 (㎡)	床面積 (㎡)			構造
					1階	2階	計	
公 立	田島保育所	S56.3	26	3,671.98	517.93	330.80	848.73	RC造2階建
	裏館保育所	S50.3	32	1,136.98	465.89	213.56	679.45	RC造2階建
	三条保育所	H5.3	14	2,581.19	405.18	192.24	597.42	RC造2階建
	旭保育所	S45.3	37	1,223.37	457.62	188.85	646.47	RC造2階建
	保内保育所	S60.3	22	2,063.00	570.62	269.59	840.21	RC造2階建
	一ノ門保育所	H4.3	15	904.83	328.71	338.25	666.96	RC造2階建
	嵐南保育所	S47.3	35	940.00	322.01	120.24	442.25	RC造2階建
	嘉坪川保育所	S49.3	33	1,356.00	393.40	234.00	627.40	RC造2階建
	鱒田保育所	S51.3	31	2,334.73	497.00	158.45	655.45	RC造2階建
	須頃保育所	S52.3	30	1,932.40	354.24	234.76	589.00	RC造2階建
	月岡保育所	S54.3	28	3,146.31	557.25	317.00	874.25	RC造2階建
	塚野目保育所	S61.3	21	2,003.00	472.56	233.90	706.46	RC造2階建
	西四日町保育所	H7.6	11	1,840.00	511.11		511.11	木造平屋建
	福多保育所	S49.3	33	2,348.00	771.18		771.18	RC・鉄骨造平屋建
	大和保育所	S46.10	35	2,496.00	360.12		360.12	木造平屋建
	あいあい保育所	H15.4	4	5,000.00	1,309.64		1,309.64	木造平屋建
	川通保育所	S43.11	38	3,509.00	862.50		862.50	木造平屋建
	荻堀保育所	S62.12	19	2,027.58	596.40		596.40	RC造平屋建
	飯田保育所	S57.12	24	3,147.68	374.43	241.81	616.24	RC造2階建
	荒沢保育所	H3.3	16	2,187.00	624.05		624.05	RC造平屋建
名下保育所	S54.12	27	2,834.91	490.23		490.23	木造平屋建	
中浦保育所	S55.12	26	1,412.50	245.42		245.42	木造平屋建	
千代が丘保育所	H18.12	0	8,014.44	1,449.57		1,449.57	木造平屋建	
大島児童館	S46.2	36	1,006.97	266.66		266.66	木造平屋建	
私 立	本成寺保育園	S58.3	24	1,764.74	439.70	260.80	700.50	RC造2階建
	北陽保育園	S44	38	2,788.39	719.02	96.11	815.13	木造2階建
	つくし保育園	S53.3	29	1,975.00	519.80	326.20	846.00	RC造2階建
	ふじの木保育園	S55.3	27	2,003.00	657.63	347.96	1,005.59	RC造2階建
	第二つくし保育園	H3.3	16	2,061.72	429.96	164.73	594.69	RC造2階建
	きらきら保育園	H14.3	5	2,142.79	841.04	78.03	919.07	木造2階建
	ひまわり保育園	S48.3	34	2,034.89	347.43	128.39	475.82	RC造2階建

平成19年 6月 1日現在入所児童数

資料 3

(単位:人)

施設名	定員	0歳	広域	1歳	広域	2歳	広域	3歳	広域	4歳	広域	5歳	広域	合計	広域入所
田島保育所	90			7	1	7		17		15	2	24		70	3
裏館保育所	80			7		9		9	1	13		17		55	1
三条保育所	90	5		9		14		22		25		28	1	103	1
旭保育所	80	1		13		11		16		11		26		78	0
保内保育所	120	3		9		13		22		21		14		82	0
一ノ門保育所	90	8		9		16		20		21		19		93	0
嵐南保育所	80	1		6		14		17		20		23		81	0
嘉坪川保育所	100	4		9		15		27		26		23	1	104	1
鱒田保育所	120	1		12		18		29		32		36		128	0
須頃保育所	90	3		2		9	2	15		14	2	15	1	58	5
月岡保育所	120	2		11		13		21		19		23		89	0
塚野目保育所	150			12		15		21		27		27	1	102	1
西四日町保育所	60	5		6		7		19		13		14		64	0
福多保育所	120			9		11	1	36		25		29		110	1
大和保育所	60			1		3		10		13		14		41	0
あいあい保育所	135	3		9		13		25		36		35	2	121	2
川通保育所	90			6		7		24		19		22		78	0
荻堀保育所	60			9		12		10		15		14		60	0
飯田保育所	90			8		12		24		26		20		90	0
荒沢保育所	45	2		4		2		12		8		9		37	0
名下保育所	45					4		2		6		16		28	0
中浦保育所	30				1	4		3		1		5		13	1
千代が丘保育所	120	3		7		26		22		34		38		130	0
計	2,065	41	0	165	2	255	3	423	1	440	4	491	6	1,815	16

本成寺保育園	130	3		19		23		38		36		41		160	0
北陽保育園	120	6	1	11	3	17	1	38	1	24	1	42		138	7
つくし保育園	180	6		18	1	36		41	1	50	1	39		190	3
ふじの木保育園	190	7	1	15	1	14	3	53	3	47	1	60		196	9
第二つくし保育園	90	6		8		13		29		23		29		108	0
きらきら保育園	100	4		14		22		25		24		36		125	0
ひまわり保育園	90	4		12		12		22		26		15		91	0
計	900	36	2	97	5	137	4	246	5	230	3	262	0	1,008	19

大島児童館	70							11		12		15		38	0
市内合計	3,035	77	2	262	7	392	7	680	6	682	7	768	6	2,861	35

須田保育園	私立加茂市	3		2		2		1		1		1		10	
本量寺保育園	私立加茂市			1		1						1		3	
加茂新田保育園	私立加茂市			1										1	
西宮保育園	公立加茂市					1								1	
芝野保育園	公立加茂市			1										1	
西加茂保育園	公立加茂市							1						1	
西燕保育園	公立燕市					1				1				2	
藤の曲保育園	公立燕市									1				1	
大曲八王寺保育園	公立燕市					1		1						2	
吉田南保育園	公立燕市					1		2						3	
地藏堂保育園	公立燕市			1								1		2	
ぎんなん保育園	私立燕市							1				1		2	
立正保育園	私立燕市					1								1	
富曾亀保育園	公立長岡市							1						1	
柏保育園	私立長岡市							1				1		2	
芳香雑草園	私立長岡市					1								1	
茨曾根保育園	公立新潟市							1				1		2	
田上保育園	公立田上町							1						1	
坂田保育所	公立田上町					1								1	
														0	
計		3		6		10		10		3		6		38	
総計		80	2	268	7	402	7	690	6	685	7	774	6	2,899	35

認可保育所一施設当り及び児童一人当たりの経費
 <平成18年度決算見込み>

1 歳出

(単位:円)

項目	公立	私立	備考
報酬	4,475,360		
給料・各種手当	1,248,000,664		給料860,375,392、手当387,625,272
共済費	229,634,671		
賃金	351,612,861		
報償費	420,000		
旅費	190,100		
需用費	226,670,877		
役務費	9,658,643		
各種委託料	26,372,778	832,340,399	
使用料及び賃借料	11,398,374		
原材料費	47,668		
備品購入費	1,787,154		
負担金補助及び交付金	0	26,699,829	
合計	2,110,269,150	859,040,228	

※工事請負費、土地購入費等の特殊な経費は除いた。

一施設当り経費
 公立 2,110,269,150円 ÷ 25施設 = 84,410,766円
 私立 859,040,228円 ÷ 7施設 = 122,720,033円

児童一人当り経費
 (H19.3.1現在児童数)
 公立 2,110,269,150円 ÷ 1,876人 = 1,124,877円
 私立 859,040,228円 ÷ 1,044人 = 822,835円
 ※大島児童館は除く。

2 歳入

(単位:円)

項目	公立	私立	備考
保育所運営費負担金	365,600,370	196,534,700	保育料:過年度分除く
保育所運営費負担金(国)	298,740,470	185,444,660	過年度分除く
保育所運営費負担金(県)	149,370,235	92,722,330	過年度分除く
特別保育等国県補助金	11,084,000	33,232,000	
次世代育成支援対策交付金	—	24,293,000	
産休等代替職員費補助金	2,220,675	—	
給食費等実費徴収金	22,300,500	—	
延長保育間食費	865,422	—	
広域入所負担金	10,903,150	15,600,868	
一時保育実費徴収金	1,072,250	944,250	
合計	862,157,072	548,771,808	

※公立保育所運営費負担金については、私立保育園と同様の基準により算定したものの。
 (ただし、県単独の補助金を除く)

3 市負担金の比較

(歳出) (歳入)

公立 2,110,269,150円 - 862,157,072円 = 1,248,112,078円
 私立 859,040,228円 - 548,771,808円 = 310,268,420円

4 一施設当り市負担額

公立 1,248,112,078円 ÷ 25施設 = 49,924,483円
 私立 310,268,420円 ÷ 7施設 = 44,324,060円
 差引 5,600,423円

5 児童一人当り市負担額

公立 1,248,112,078円 ÷ 1,876人 = 665,305円
 私立 310,268,420円 ÷ 1,044人 = 297,192円
 差引 368,113円

※大島児童館は除く。